

4月27日（金）特別シンポジウム（京大防災研地震火山グループ主催）
「大規模地震発生の予知予測を考える ―東海地震に対する枠組みを軸に―」

1978年に制定された「大規模地震対策特別措置法」（大震法）は、地震防災対策強化地域（強化地域）を指定し、その地域の地震防災対策の強化を図るための法律です。現在、強化地域として、東海地震により被害を受けると考えられる地域が指定されています。大震法は、交通規制や百貨店等の営業中止等の拘束力を持つ「警戒宣言」について定めており、この「警戒宣言」は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた内閣総理大臣が、閣議を経て出すことになっています。この「地震予知情報」の発表に関する判断を行うためには、気象庁長官の私的諮問機関「地震防災対策強化地域判定会」（判定会）が設置されており、どのようなケースで「警戒宣言」を出すか、という基準は気象庁・判定会で予め決められています。

地震の発生可能性に関する情報を伝えることは、それが周到に準備され、合理的な方法で行われるならば、実際の災害軽減に役立つでしょう。しかし、例えば科学的に根拠が薄い情報を伝えるなど、妥当性を欠く方法で行われた場合、それは逆効果になります。特に、「警戒宣言」という大きな社会的負担を伴う仕組みについては、最新の地震学や社会科学の知見に基づき妥当なものになっているかどうか、注意深く考える必要があります。

現在の地震学の知見からすると、現時点・あるいは近い将来において、どの程度地震発生に関する予測ができるのでしょうか。陸域の基盤観測網が整備されて10年以上経ちました。ある程度のデータが蓄積された今、これらのデータをベースにした予測情報発信に関する可能性と限界について何らかの評価が可能と思われれます。本シンポジウムでは、地震の発生予測研究に関する現状と将来的な見通し（何を目標とするか）について確認するとともに、大震法を軸に科学的に合理的な地震発生に関する情報の出し方について考える機会にしたいと思います。

シンポジウムの前半では、橋本学教授（京大防災研）・小泉尚嗣（産業技術総合研究所、2001年から判定会の説明員を担当）・堀高峰（海洋開発研究機構）の三方に話題提供していただきます。橋本教授には、大震法に関する経緯・現状・問題点についてまとめていただきます。大震法の警戒宣言に対し、小泉博士は基本的に肯定的な立場から、堀博士はより慎重な運用を模索する立場から、それぞれで予知・予測の情報発信について考えてもらいました。おふたりの辿ってきた思考を共有することにより、参加者がこの問題を深く考えるための基礎としたいと思います。後半部では、前半部の講演内容を踏まえて、討論会を行います。

地震研究者のみならず、（火山噴火に関わる）警戒宣言に身近である火山研究者や社会科学や政策を専門とする研究者も含めて、多くの方の参加をお待ちしております。

特別シンポジウム（京大防災研地震火山グループ主催）

テーマ：大規模地震発生の予知予測を考える ―東海地震に対する枠組みを軸に―

日時：2012年4月27日（金）14:00 - 17:00

場所：京大宇治キャンパス きはだホール（地図参照）

前半（14:00 - 15:35）

福島：趣旨説明（5分）

橋本 学「大震法：地震科学の製造物責任」（30分）

小泉尚嗣「地震防災対策強化地域判定会での議論の実情について」（30分）

堀 高峰「地震発生予測研究の現状と展望～どのような情報発信が可能か～」（30分）

後半（15:45 - 17:00）

討論会（パネルディスカッション）

司会：福島 洋（京大防災研）

以下の三つのテーマに沿った討論を行う予定です。

- ・「望ましい予知予測情報は？」
 - ・「防災情報としての予知予測情報に地震研究者はどこまで関与すべきか？」
 - ・「研究者集団として今後取るべきアクションは？」
-

